

2017年10月25日開催 東京地方裁判所委員会

「裁判所における災害発生時の対応について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43 期)

2017年10月25日に行われた東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回のテーマは「裁判所における災害発生時の対応について」でした。

1 裁判所からの説明

地震災害を念頭に、東京高等地方簡易裁判所合同庁舎における対応に絞って、裁判所から説明があったので、以下、紹介する。

この庁舎は、築約35年、地下3階・地上19階で延床面積は約14万平米に及ぶ（東京ドーム約11個分）。耐震性については「大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」として最も安全な評価を得ており、建物から避難するよりも建物内に残る方が安全である。

震災初期段階の対応として、「業務継続計画（BCP）」が定められており、そこには裁判所として優先的に行うべき業務、業務継続のために必要な措置等が記載されている。そこでのポイントとして、行動チェックリストの作成・備置、災害対応のための組織の編成、その行動要領の作成等がある。

各法廷には、安全確保行動のアナウンス、退避準備のアナウンス・状況報告、退避行動開始等の方法が記載された行動チェックリストが備置されており、裁判官による訴訟関係人・傍聴人へのアナウンス、裁判官の指示に基づく書記官による安全確保が的確になされていることになっている。法廷にはヘルメットが備置されており、災害時にはそれが配付され、また、裁判官による移動指示（書記官による誘導）により待機場所に誘導される。

被告人等については、安全に配慮しつつ逃走防止を図ること（一般来庁者とは避難の動線を変える）、裁判員については、緊急連絡先を提出してもらうとともに、裁判所の緊急連絡先を記載したカードを配布するなど、特段の配慮が図られている。

次に、震災収束段階における対応として、裁判所の継続業務、継続業務以外の業務の分類について説明がされた。当然ながら、令状・勾留に関する事務は継続事務として優先されている。また、庁舎の防災倉庫には、職員用とは別に外部用（来庁者。さらには受入被災者）の食料、防災用毛布等に加え、簡易トイレ、非常灯、衛星電話等も用意されている。

2 質疑応答

裁判所の説明に続き、委員と裁判所の間で以下のような質疑応答が行われました。

- 退避場所はどこか。→1階、2階を考えているが、固定的に考えてはいない。人数等を見ながら、大法廷、待合室等にも誘導する。
- 来庁者の数と防災備蓄はどれくらいか。→来庁者は多い時間で2300人。職員を除いて840人3日分の食料を用意している。
- 来庁者以外の帰宅困難者は想定しているか。→来庁者で帰宅困難者がメインだが、開かれた裁判所として、他の帰宅困難者も受け入れる用意をしている。
- 退避者を誘導する表示があるとわかりやすい。→検討する。
- けが人への対応は大丈夫か。→18階に医師、看護師がいるので、救急措置は対応可能。
- 法廷の危険性いかん。→照明設備の落下が一番怖い。傍聴席の背もたれをクッションにしてほしい。
- 東日本大震災時の状況、そのときの課題、教訓を知りたい。→帰宅できない職員が約500人いた（外部来庁者はいなかった）。その教訓も踏まえて840人分の食料を用意している。
- 防災訓練の状況いかん。→9月に全法廷に全裁判官が入って防災訓練をした。
- 情報システムは大丈夫か。→最高裁にセンターサーバーがある。端末は復旧する必要があるが、業務系のサーバーはバックアップもあり、業務を再開できる。
- 職員の安否確認システム、災害用の無線LANはあるか。→現状は不十分。検討する。
- 継続業務は情報システムが機能しなくても大丈夫か。→令状部は、裁判官と書記官さえいれば業務は継続できる（検察官の委員から、検察庁としても、人員を確保して、身柄拘束に関わる事案は最優先で行うことにしているとの話があった）。
- 行動チェックリストにまずはこの建物は安全ですと書いておくのがよい。→そうしたい。

今回の委員会は、「裁判所における専門的知見の活用」について、専門委員制度を中心に討議することになりました。